



「一般型」とは

…事業計画を作成し、経営改善に取り組むもの



「経営革新計画活用型」とは

…広島県知事の承認を受けた経営革新計画に従い実施するもの



「通常枠」とは

…事業計画の内容が「デジタル活用」に該当しない申請枠



「デジタル枠」とは

…事業計画の内容が「デジタル活用」に該当する申請枠

※デジタル活用とは、デジタル技術の導入により業務プロセスの改善又は生産性向上を図る取組をいいます。

※一般型と経営革新計画活用型の重複申請はできません。

※1社につき、1申請までとします。



申請フロー

青色：申請者

黄色：事務局

①事業計画を作成、書類提出

電子メール又は郵送にて申請

交付決定

! 随時申請・随時採択。予算上限に達し次第、受付を終了します。

②事業実施

! 交付決定日から**2027.1.29**までに事業が完了する必要があります。

③実績報告書を提出

▼補助金の詳細はコチラ▼

完了審査（補助金の額の確定）

広島県中央会

検索<

④請求書を提出

▼制度融資情報はコチラ▼

補助金交付



お問合せ先（事務局）

広島県中小企業団体中央会「中小・小規模事業者等の計画的経営改善応援補助金事務局」

〒730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6階

TEL082-228-0926（お問合せ：平日9時～12時・13時～17時（土日祝除く））